

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

神戸地方裁判所

司会者

本日は、お忙しい中、また悪天候にもかかわらず裁判員経験者の意見交換会に御参加くださいます。誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めます神戸地方裁判所判事の宮崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員制度が始まって4年半が経過し、神戸地裁の本庁だけでも150件を超える裁判員裁判が行われ、多くの方々に参加していただきました。参加していただいた方々には、裁判が終わった後、アンケート等で御意見をいただいておりますが、裁判員を経験された方々の御意見は貴重であり、本日は、6人の裁判員経験者の方に集まっていただきまして、否認事件の審理の在り方を中心に率直な御意見をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、法曹三者からも一人ずつ参加していただいております。神戸地方検察庁から岡部検事、兵庫県弁護士会から新井弁護士、神戸地方裁判所から小林判事補です。3人の方々には、裁判員経験者の方々からの御質問に答えていただいたり、裁判員経験者の方々に御質問をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に本日の進行ですが、最初に裁判員裁判に参加された全般的な感想をお聞きし、その後、争いのある事件の審理について御意見、御感想をお聞きし、10分程度の休憩を挟んで、守秘義務についての御意見、御感想をお聞きした後、これから裁判員になられる方々へのメッセージをいただきたいと思っております。その後、報道機関からの質疑応答の時間を取り、終了とさせていただきます。

それでは、早速、裁判員裁判に参加された全般的な御感想をお聞きしたいと思います。

#### 裁判員経験者 1

今まで裁判所にお世話になることはなかったので、裁判に参加することには不安がありました。また、私が参加した裁判では被告人が高齢だったので、量刑に悩みました。毎日が無我夢中の1週間で、今となっては良い経験ができたと思っています。

#### 裁判員経験者 2

最初は、感情移入せずに冷静に判断することはできないと裁判員になることを断りましたが、実際に裁判に参加してみると、意外と冷静に判断することができて、自分でも驚いています。何事も経験することが大事だと思いました。

#### 裁判員経験者 3

ニュースを聞いていると、簡単に犯罪は成立するものだと思っていましたが、実際の裁判では証拠を一つ一つ積み重ねて判決をするということがよく分かりました。今は、そういうことを思いながらニュースを聞いています。

#### 裁判員経験者 4

量刑の評議の際、私が最初に考えていた意見とは異なる意見が多く出たことが印象的でした。

#### 裁判員経験者 5

裁判員を選ぶ手続にはスケジュールを調整して来ていますが、裁判員に選ばれなかったらそれが無駄になってしまいます。その辺りのことがもう少しはっきりしていれば良かったかなと思います。

裁判では、予定が全て立てられていて、今回の裁判では問題はなかったと思いますが、違和感はありました。また、裁判は真剣な場という意識が強かったのですが、実際には傍聴席の出入りが激しく、もう少し真剣に傍聴してほしいと感じました。

#### 裁判員経験者 6

裁判員に選ばれて、自分や家族の安全が守られるのかという不安が最後までありました。また、傍聴席には寝ているような人やいろんな人がいて、そちらも気になりました。否認事件という言葉や争点という言葉など、意外とぴんときない言葉もありました。

司会者

今は安全に関する不安は解消していますか。

裁判員経験者 6

はい。

司会者

ありがとうございました。では次に、審理についての御意見、御感想をお聞きしたいと思います。審理では最初に検察官や弁護人の冒頭陳述がありますが、それを聞いて、どこが争点で、どの証拠を見てそれを判断するのかということが分かりましたか。

裁判員経験者 1

分かりやすかったと思います。争点も理解できました。

裁判員経験者 2

検察官の表のようなものは分かりやすかったです。弁護人のものは文章だけだったのですが、検察官のものは表のようになっています、重要な部分がどこかがよく分かりました。それに、検察官の話しぶりは人を引き付けるもので、話し方の勉強をしているのが分かりました。それに対して、弁護人は文章をただ読むだけで、弁護人ももう少し勉強した方がよいと感じました。

新井弁護士

その点については意見交換会があるたびに御指摘を受けていて、弁護士会でも取り組んでいるのですが、なかなか技術が上がらないというのが現状です。今後も努力を続けたいと思っています。

裁判員経験者 2

弁護人の文章についても、分かりにくいという訳ではなく、分かりやすかったです。弁護人の文章は、裁判の文書としては正当性があるのだと思いましたし、格も感じました。

#### 裁判員経験者 3

争点はよく分かりました。検察官のメモは上手だったと思います。A3にきれいにまとめられていて、参考書のようにでした。弁護人は二人で、年配の方の話は上手で、心に響きました。

#### 司会者

参考書のようにだったということですが、書き過ぎているという感じはしませんでしたか。

#### 裁判員経験者 3

子供向けのよう感じがしました。弁護人の方は普通に書かれていました。内容ではなく、見た感じだけの問題ですが。

#### 裁判員経験者 4

検察官は図で説明し、弁護人は文章で説明していましたが、双方とも争点はよく分かりました。

#### 裁判員経験者 5

私が担当した事件では、主位的訴因と予備的訴因があり、それに合わせて冒頭陳述が行われましたが、時間的な前後関係を把握するのが難しかったです。でも、争点やどうして主位的訴因と予備的訴因に分かれたかということ は理解できました。

#### 裁判員経験者 6

検察官の冒頭陳述も弁護人の冒頭陳述もよく分かりました。

#### 岡部検事

先ほど検察官と弁護人の話し方というお話が出ましたが、話しぶりで左右されるものですか、それとも、あくまで話す内容が重要だということですか。

裁判員経験者 2

最初は話し方に左右されることもありましたが，裁判官や他の人と話をすることによって，話し方に流されるということはありませんでした。内容が重要だと思います。

新井弁護士

話し方やメモの出来によって言いたいことの伝わりやすさに違いが出てくると思いますが，最終的な判断ではどうでしたか。

裁判員経験者 2

検察官の方は，何が重要なのかよく分かりました。それは重要なことだと思います。それをベースに弁護側の話を聞くことができるので。

司会者

ありがとうございました。では次に，証拠調べについてお聞きしたいと思います。証拠調べでは，被害者は法廷に出て来ずに調書の朗読だけで，被告人は法廷で話を直接聞くという場合があったと思いますが，それはどうでしたか。

裁判員経験者 5

事件の流れについての情報は被告人の話から入りました。目の前で話す人からの情報の方が多いと思います。

司会者

できれば被害者の話も直接聞きたかったということですか。

裁判員経験者 5

被害者の肉親の方が被害者の状況を法廷で話されましたが，具体的にどんなことがあったかについての情報が少なかったと思います。

司会者

医師の話を法廷で聞くということもあったと思いますが，それについてはどうでしたか。

裁判員経験者 6

鑑定人の意見の正確性がよく分かりませんでした。

司会者

医師の領域の話なので，その内容を検証できるものがあった方が良かったということですか。

裁判員経験者 6

例えば，鑑定書が3通あって，そのうち2通が認めているとか，検証できるものがあった方が良かったと思います。

司会者

弁護士からその点についての質問はありませんでしたか。

裁判員経験者 6

なかったと思います。

司会者

質問の意味が分からないとか，証人尋問で分かりにくいことはありませんでしたか。

裁判員経験者 3

そういうことはありませんでした。ただ，うまく話せない人には弁護士が上手に質問をしないと，被告人に不利になるのではないかと感じました。

裁判員経験者 4

私の場合は，遠方に出掛けて行って，期日外でビデオリンクで証人尋問をするということがありましたが，あまり負担には感じませんでした。被害者のことを思うと，あれが正解だと思いました。

司会者

ありがとうございました。証拠調べが終わった後，検察官の論告と弁護人の弁論があったと思いますが，それを聞いて，証拠調べのことがよく分かって評議に役立ちましたか。

裁判員経験者 1

弁護人の弁論メモは文章のもので、手紙のようでした。内容は、被告人はかわいそうだというもので、弁護人の話し方は、感情的ではありませんでしたが抑揚があり、感情移入してしまうのではないかと思い、聞くのが難しかったです。

司会者

その感情移入ですが、評議の間ではどうでしたか。

裁判員経験者 1

他の裁判員の方の経験談などの話を聞いて、冷静に議論ができたと思います。

司会者

弁護人も弁論で科刑意見を述べるがあったと思いますが、それについてはどう思いましたか。

裁判員経験者 3

具体的な数字を出してもらったのは良かったと思います。検察官の数字も弁護人の数字も違和感はありませんでした。

裁判員経験者 5

検察官の数字は厳しく、弁護人の数字には疑問も感じましたが、議論はしやすかったと思います。

司会者

先ほど、冒頭陳述では時間的な前後関係を把握するのが難しかったとおっしゃいましたが、論告、弁論はどうでしたか。

裁判員経験者 5

状況を把握するのに役立ちました。

裁判員経験者 2

論告、弁論の文章の中に法何条によりという表現があり、その法何条がど

ういう文言になっているのか分からないので、評議では不安になりました。評議の時に聞いたらよかったですのですが、他の人は皆分かっているのかと思い、聞きにくかったです。法律の文言は別のところで教えてもらいましたが、どこかで教えてほしかったと思います。

司会者

ありがとうございました。では次に、守秘義務についてお聞きしたいと思います。守秘義務については、裁判員に選ばれる際に裁判長から説明があり、審理が終わって最後にも説明があったと思いますが、それらの説明で理解できましたか。

裁判員経験者 4

評議で誰がどんな話をしたかということは話してはいけない、新聞等が出たことは話してもよいというのは分かりました。

司会者

他の方も理解できましたか。

裁判員経験者全員

(うなずく。)

司会者

では、守秘義務が負担になっているということはありませんか。

裁判員経験者 6

特に負担はありません。ただ、守秘義務については口頭での説明だけなので、具体的な事件で注意書か何かを配った方が良いのではないかと思います。

裁判員経験者 1

特に負担を感じることはありません。会社でも守秘義務はありますので、それと同じです。今日は、私はこれについてお話をしたかったのですが、裁判員に選ばれる少し前に、裁判に参加したことにより仕事や生活に支障を来



したという記事を見て、不安に思いました。実際に裁判に参加して、遺体の写真ではありませんが、証拠品を見て動揺しました。それについては今も思い出したりします。今日も裁判所の建物に入って、また思い出したくないことを思い出したように感じました。遺体の写真は見せないという記事もありましたが、遺体の写真以外でも影響が多々あることをお伝えしたいと思い、今日はここに来ました。裁判の後、精神的、身体的な症状も出ましたが、時間の関係や家族のサポートもあり、現在に至っています。でも、裁判のことは忘れるべきではないと思っていますし、少しずつ自分で克服していきたいと思っています。ただ、しんどい思いはしました。

司会者

裁判が終わった後、裁判所からその後どうですかといったお電話をすることについては、どう思われますか。

裁判員経験者 1

人にもよると思いますが、迷惑ということはないと思います。

司会者

裁判の後、裁判所に連絡してみようとか、裁判所からパンフレットをお渡ししたサポート窓口にご相談してみようとか思われませんでしたか。

裁判員経験者 1

カウンセリングに行ったら一から話すことになるので、それは辛いと思いました。また、カウンセリングには回数制限があり、それで治まるのかとも思い、利用しませんでした。

司会者

行き届かないことがあり申し訳ありませんでした。

では、次に、これから裁判員になられる方々へのメッセージをいただきたいと思います。

裁判員経験者 2

裁判員になるまでは、裁判は身近ではありませんでしたが、裁判員を経験して、明治維新からの教育制度、司法制度の歴史も感じるようになりました。私は遺体の写真も見ましたし、傷の写真も見ましたが、精神的に安定していないとできないなと感じました。裁判員の時に着ていたスーツも捨てました。そのスーツを着て街を歩くのが怖かったからです。でも、それ以上のことを得ることもできました。皆さんにも是非頑張ってもらいたいと思います。

司会者

不安感は今もありますか。

裁判員経験者 2

今はありません。ただ、私もサポートを利用しようかなとは思いました。

裁判員経験者 3

貴重な体験をしたと思っています。他の方にも経験してほしいと思います。ただ、他の場所で裁判の話をする時、回り回って自分のことが分かってしまうのではないかと不安でもあります。

裁判員経験者 4

司法に協力して、良い経験になったと思います。裁判長と一緒にやっていたら良いと思います。

裁判員経験者 5

私は、裁判で悩んだりしたことはありません。最近、裁判所から連絡が来たという知人の話を聞いて、裁判のことがよく分かるから、機会があれば是非行ってみたいという話をしました。

裁判員経験者 6

裁判員になったことを会社で話しましたが、それを話してよいのかと逆に聞かれて、一般の人の認識はその程度のものかと感じました。私は、量刑をどのようにして決めるのかと思っていましたが、実際の決め方は自分なりに納得できるものでした。司法について国民がもっと関与していかないと

ない、専門家だけで決められても困ると思いますので、裁判員制度についてもっと広報をしてほしいと思います。

司会者

ありがとうございました。では、傍聴されている報道機関の方々との質疑応答に移りたいと思います。

記者

審理期間として1か月以上の期間を要する裁判もありますが、そのような長期審理の裁判員をやってみたいと思われませんか。

裁判員経験者 4

実際に裁判所に来るのは十四、五日だろうと思いますので、大丈夫です。

裁判員経験者 1

会社に勤めていて、会社の理解を得られない人は多いと思います。仕事をしている人にとって仕事を休むことは大きな壁で、それは3日でも30日でも変わりはないと思います。

司会者

本日はどうもありがとうございました。本日お聞きしました御意見を肝に銘じまして、良い裁判ができるよう改善していきたいと思います。これで裁判員経験者との意見交換会を終了させていただきます。